

就学前教育・保育施設の開設予定時期の変更について

1 公募案件の開設予定時期の変更について

(1) 認定こども園

29年4月開設予定の認定こども園については、事業者からの提案がない状況が続いている。

開設予定時期を「29年度中」として年度内の開設とする。

(2) 認可保育所

28年4月開設予定の認可保育所1か所については、事業者からの提案がない状況が続いている。12月以降からの提案については、整備に要する工事・準備期間を考慮すると、28年4月の開設は困難な状況である。

開設予定時期を最大で「平成29年4月」まで延長する。

(3) 小規模保育所

29年4月開設予定の小規模保育所(0~2歳児対応)1か所については、事業者(1者)から28年度中に開設希望の事前協議がある。

開設予定時期を前倒しし、「29年4月まで」とする。

種別	開設 定員	28年度	29年度
認定こども園	78名		4月 <u>29年度中</u>
認可保育所	60名		4月
	60名	28年4月	<u>29年4月まで</u>
小規模保育所	19名	29年4月	29年4月 <u>まで</u>

2 スケジュール

平成27年12月 公募要項の開設時期を変更